

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和8年
1月27日
(火曜日)

卷之三

山口県選挙管理委員会告示第二十号

令和八年二月八日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、線上投票を行う投票区及び投票の期日は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長
黒瀬邦彦

山口県選挙管理委員会告示第一十一号

令和八年二月八日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長、選挙分会長及び審査分会長並びにその職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和8年1月27日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

選挙会、選挙分会及び審査分会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和8年1月27日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

一 衆議院小選挙区選出議員選挙

選挙区名	選挙長	選挙長職務代理者
山口県第一区	住 所	住 所
山口市	黒瀬 邦彦	黒瀬 邦彦
山口県第二区	山口市	野原 弘幸
山口市	安光真裕美	周南市
山口県第三区	山口市	渡部 明

二 衆議院比例代表選出議員選挙中國選挙区

選挙区分会長	選挙分会長職務代理者	選挙分会長職務代理者
山口市	黒瀬 邦彦	山口市
山口市	安光真裕美	山口市
山口市	渡部 明	山口市

審査分会長	審査分会の場所	審査分会の日時
山口市	山口市滝町一番二号	令和8年2月10日午後二時
山口市	山口市滝町一番二号	令和8年2月10日午後二時

三 最高裁判所裁判官国民審査

審査分会長	審査分会の場所	審査分会の日時
山口市	山口市滝町一番二号	令和8年2月10日午後二時
山口市	山口市滝町一番二号	令和8年2月10日午後二時

山口県選挙管理委員会告示第二十二号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長、選挙分会長及び審査分会長の事務は、山口県選挙管理委員会事務局において取り扱う。

令和8年1月27日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

山口県選挙管理委員会告示第二十三号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙会、選挙分会及び審査分会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和8年1月27日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

山口県選挙管理委員会告示第二十四号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式は、次のとおりである。

令和8年1月27日

一 候補者が使用する選挙運動用ビラに貼る証紙

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

二 候補者届出政党が使用する選挙運動用ビラに貼る証紙

第 5/ 回
衆議院小選挙区選挙ビラ
候補者届出政党
山口県第 区 (番号)
山口県選挙管理委員会

第 5/ 回
衆議院小選挙区選挙ビラ
候補者
山口県第 区 (番号)
山口県選挙管理委員会

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

山口県選挙管理委員会告示第二十五号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が使用する選挙運動用ポスターに貼る証紙の様式は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

山口県選挙管理委員会告示第二十六号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者がポスター掲示場への選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

山口県選挙管理委員会告示第二十七号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

一 場所 山口市滝町一一番一号 山口県庁
二 日時 令和八年一月二十七日午後六時

山口県選挙管理委員会告示第二十八号

令和八年二月八日執行の衆議院議員総選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

第 5/ 回
衆議院小選挙区選挙ポスター
候補者届出政党
山口県第 区 (番号)
山口県選挙管理委員会

令和8年1月27日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

選挙区名

制限額

選挙区名	場所	日時
山口県第一区	山口市滝町一番一号	令和8年1月27日午後五時三十分
山口県第二区	山口県庁	
山口県第三区		

二 衆議院比例代表選出議員選挙中國選挙区

場所	日時
山口市滝町一番一号	令和8年1月27日午後二時

山口県選挙管理委員会告示第二十九号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第一区選挙長告示第一号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となつた場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和8年1月27日

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第一区選挙長 野原弘幸

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
二 日時 令和8年2月6日午前十時

山口県選挙管理委員会告示第三十号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和8年1月27日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第三区選挙長告示第一号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超える場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
二 日時 令和8年2月6日午前十時

選挙区名	制限額
山口県第一区	二四、七九二、四〇〇円
山口県第二区	二四、六四七、九〇〇円
山口県第三区	二四、一四七、八〇〇円

き者が十人を超える場合は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となつた場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第三区選挙長 安光真裕美

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
二 日時 令和八年二月六日午前十時

衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙分会長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超えることとなつた場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙分会長 黒瀬邦彦

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
二 日時 令和八年二月六日午前十時

令和八年
年一月二
二十七日
印行

発行
行所

山山
口口
県県
知事
事務